

出生届をされた方へ

ご出産おめでとうございます！

どの手続きの際にも「**本人確認書類**」を必ず持参するようお願いいたします。

また、ご不明な点などございましたらお気軽に担当課までお問い合わせください。

【開庁時間】 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

- ・ 藤岡市役所 本庁 0274-22-1211（代）〒375-8601 藤岡市中栗須327番地
- ・ 鬼石総合支所 0274-52-3111（代）〒370-1492 藤岡市鬼石170番地1

【夜間窓口】※お受けできない手続きがございます。ご利用する場合、事前に担当課へご確認ください。

- ・ 藤岡市役所 本庁舎1階（市民課／保険年金課／納税相談課／税務課）
- 毎週水曜日 午後5時15分～午後8時（祝日を除く）

※戸籍ができるまでに出生届を藤岡市に提出した日から1～2週間程度かかります。

対 象 者	担 当 課	『手続き名』 ◎手続きに必要なもの
全員	本庁舎 1階 市民課（③・④番窓口） 市民窓口係 直通40-2256	☆『母子健康手帳への証明』 ◎母子健康手帳
	本庁舎 1階 保険年金課（⑤番窓口） 医療年金係 直通40-2259	☆『福祉医療の申請』 電子申請ができます 二次元コードを読み取ってください （生まれた子の健康保険ができたら申請） ◎資格確認書または資格情報のお知らせ 
	保健センター 1階 子ども課 子ども支援係 直通40-2286	☆『児童手当の申請』 《新規申請・1人目の場合》 出生の翌日から15日以内に申請すれば翌月分より支給されます。 ◎請求者名義の預金通帳 （公務員の方は職場で申請） ◎本人確認書類 ＊子どものマイナンバー（子どもと別居の場合） ◎請求者、配偶者のマイナンバー 《増額申請・2人目～の場合》 ◎本人確認書類
母が 国民健康保険 （加入期間が6ヶ月以上） に加入されている方	本庁舎1階 保険年金課（⑥番窓口） 国保係 直通40-2822	☆『出産育児一時金の請求』 （病院への直接払い制度を希望しなかった方） ◎母の国民健康保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ ◎医療機関から発行された領収・明細書 ◎世帯主の口座番号のわかるもの ◎直接支払制度を利用しない旨の合意文書 ☆『国民健康保険税の免除申請』 ◎母子健康手帳 ◎世帯主と母のマイナンバーがわかるもの
市営住宅 にお住まいの方	中庁舎1階 建築課 住宅係 直通40-2326	『各種届・申請等』 担当：住宅係へご相談ください。
お子さんが外国人 の方	詳しくは 出入国在留管理庁 へ お問い合わせください。	『在留資格の取得申請』 外国人のお子さんが60日を超えて日本に在留する場合は、 出生から30日以内に地方出入国在留管理官署において在留資格の 取得を申請する必要があります。

☆の付いた手続きは、鬼石総合支所鬼石振興課 鬼石住民係でも行えます。